
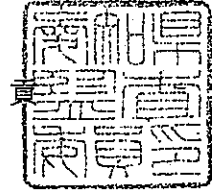


注意事項				公印使用承認	施行日等		
起案日	令和 5年 3月 8日				令和 5年 3月 8日		
供覧日							
文書番号	4監査第168号						
決裁種別	電子						
施行方法	手渡し			施行文書確認済 <input type="checkbox"/>	システム入力済 <input type="checkbox"/>		
備考				起案者氏名 赤井 慎一 課（地方機関）事務局（監） グループ（課） 監査第一課			
題名 住民監査請求に係る監査の執行について							文書種別
							通知
課長	課長補佐	主査	主事				
伊藤 徳男	小松 直基	朝日 陽一	松永 麻希				
保存期間	3年	標準ファイル名	住民監査請求				
伺い文							
<p>令和 5年 2月 22日 付けで提出のありました地方自治法第242条第 1 項の規定に基づく 2 件の住民監査請求（政務活動費に係る事務所費の返還について及び政務活動費に係る調査研究費の返還について）について、次案により議会事務局長宛て監査を執行する旨通知してよろしいか。</p>							

4 監 査 第 168 号
令 和 5 年 3 月 8 日

愛知県議会事務局長 殿

愛知県監査委員 前 田



同 川 上 明 彦



同 山 内 和 雄



監査の執行について（通知）

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 2 月 22 日付けで提出されました 2 件の住民監査請求（政務活動費に係る事務所費の返還について及び政務活動費に係る調査研究費の返還について）について、同条第 5 項の規定により別記のとおり監査を執行します。

担当 監査委員事務局監査第一課
企画・特別監査グループ（赤井）
内線 3549

(案)

4 監 査 第 号
令和 5 年 3 月 日

愛知県議会事務局長 殿

愛知県監査委員 前 田 貢

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

(川上・青山委員は除年のため
3名の委員とさせていただきます。)

監査の執行について (通知)

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 2 月 22 日付けで提出されました 2 件の住民監査請求 (政務活動費に係る事務所費の返還について及び政務活動費に係る調査研究費の返還について) について、同条第 5 項の規定により別記のとおり監査を執行します。

担当 監査委員事務局監査第一課
企画・特別監査グループ (赤井)
内線 3 5 4 9

別記

1 監査対象機関

愛知県議会事務局

2 監査対象事項

ア 政務活動費に係る事務所費の返還について

愛知県議会議員渡辺昇に対し、平成 29 (2017) 年度の事務所の賃料として使用した政務活動費の返還を請求することを怠る事実

イ 政務活動費に係る調査研究費の返還について

愛知県議会議員渡辺昇に対し、令和 3 (2021) 年 11 月 12 日の県外活動に係る旅費として使用した政務活動費の返還を請求することを怠る事実

3 事務局監査

ア 日時 令和 5 年 3 月 10 日 (金) 午後 2 時から

イ 場所 愛知県議会事務局 会議室

4 委員監査

必要がある場合、別途通知する。